

令和元年第2回  
市議会臨時会(5月)  
提出議案

**主要事項説明書**

 福知山市

## 目次

◆ 会計別予算額一覧.....	3
◆ 一般会計歳入予算額一覧.....	4
◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別） .....	5
◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別） .....	6
◆ 5月補正予算 主要事項 .....	7
◆ 条例関連議案 .....	13
◆ その他の議案 .....	15
◆ 諮問 .....	16

◆ 会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		補正前の額	5月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		41,600,000	232,866	41,832,866	
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,354,400		7,354,400	
	国民健康保険診療所費	38,500		38,500	
	と畜場費	35,900		35,900	
	宅地造成事業	23,200		23,200	
	休日急患診療所費	22,300		22,300	
	公設地方卸売市場事業	14,000		14,000	
	農業集落排水施設事業	961,800		961,800	
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業	511,100		511,100	
	介護保険事業	保険事業勘定	8,318,600	—	8,318,600
		介護サービス事業勘定	32,500		32,500
	下夜久野地区財産区管理会		177		177
	後期高齢者医療事業		2,033,500		2,033,500
	小 計		19,345,977		19,345,977
企 業 会 計	水道事業	4,307,300		4,307,300	
	下水道事業	8,450,600		8,450,600	
	病院事業	福知山市民病院	14,300,767		14,300,767
		大江分院	951,733		951,733
	計		15,252,500		15,252,500
	小 計		28,010,400		28,010,400
合 計		88,956,377	232,866	89,189,243	

◆ 一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	5月補正額	補正後の額
01 市税	11,641,669		11,641,669
02 地方譲与税	424,000		424,000
03 利子割交付金	17,000		17,000
04 配当割交付金	78,000		78,000
05 株式等譲渡所得割交付金	60,000		60,000
06 地方消費税交付金	1,442,000		1,442,000
07 ゴルフ場利用税交付金	5,000		5,000
08 自動車取得税交付金	134,000		134,000
09 国有提供施設等所在市町村助成交付金	22,000		22,000
10 地方特例交付金	98,000		98,000
11 地方交付税	10,350,000		10,350,000
12 交通安全対策特別交付金	11,000		11,000
13 分担金及び負担金	537,433		537,433
14 使用料及び手数料	1,266,268		1,266,268
15 国庫支出金	5,554,345	168,607	5,722,952
16 府支出金	2,748,438	12,259	2,760,697
17 財産収入	460,961		460,961
18 寄附金	134,095		134,095
19 繰入金	1,628,074		1,628,074
20 諸収入	672,717		672,717
21 市債	4,315,000	51,600	4,366,600
22 繰越金	—	400	400
一般会計合計	41,600,000	232,866	41,832,866

◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	5月補正額	補正後の額
01 議会費	297,033		297,033
02 総務費	4,969,181		4,969,181
03 民生費	14,145,278	112,811	14,258,089
04 衛生費	4,808,295		4,808,295
05 労働費	17,770		17,770
06 農林業費	1,624,604		1,624,604
07 商工費	526,454		526,454
08 土木費	3,033,923		3,033,923
09 消防費	1,894,256	55	1,894,311
10 教育費	3,543,714		3,543,714
11 災害復旧費	922,100	120,000	1,042,100
12 公債費	5,767,392		5,767,392
13 予備費	50,000		50,000
一般会計 合計	41,600,000	232,866	41,832,866

◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	5月補正額	補正後の額
人 件 費	6,566,568		6,566,568
うち 議員給与費	203,934		203,934
うち 職員給与費	4,735,734		4,735,734
物 件 費	5,401,206		5,401,206
維 持 補 修 費	243,900		243,900
扶 助 費	8,616,153		8,616,153
補 助 費 等	4,978,550	55	4,978,605
投 資 的 経 費	5,124,591	183,775	5,308,366
う ち 人 件 費	333,196		333,196
普 通 建 設 費	4,196,369	63,775	4,260,144
補助事業費	1,518,099	63,775	1,581,874
単独事業費	2,678,270		2,678,270
災 害 復 旧 費	928,222	120,000	1,048,222
公 債 費	5,767,392		5,767,392
積 立 金	961,290		961,290
出 資 金 ・ 貸 付 金	103,600		103,600
繰 出 金	3,786,750	49,036	3,835,786
予 備 費	50,000		50,000
一般会計 合計	41,600,000	232,866	41,832,866

◆ 5月補正予算 主要事項

(単位: 千円)

区分/政策名		補正額	担当課 増減区分	ページ	
事業名					
災害 関連	土木施設災害復旧事業	120,000	道路河川課	8	
	小計	120,000			
一 般 会 計	④ 豊かな自然の中で共に安心して安全に暮らせるまちづくり(防災・環境)				
		消防通信指令システム管理事業	55	拡充	9
	⑤ 子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉・子育て)				
		民間保育所施設整備事業	63,775	拡充	10
	繰 出 金	介護保険事業特別会計繰出金	49,036	継続	11
		小計	112,866		
一般会計(補正第1号) 4事業 計		232,866			

事業名		補正額	増減区分	ページ
特 別 会 計	【介護保険事業特別会計】 保険事業勘定 (補正第1号) 財源更正	—	継続	11
	特別会計 1会計 計	—		

区 分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	土木施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
120,000	国	府	市債	その他	一般財源	830,000
	80,040		39,900		60	補正後予算額 950,000

#### 1 事業の背景・目的

平成30年2月に発生した市道小谷線沿いの地すべりについて、平成31年1月に災害認定され、3月の災害査定により工事内容及び事業費が確定しました。

これを受けて、改めて平成31年災害として復旧工事に取り組むこととし、被害を受けた道路及び地すべり箇所を復旧します。

#### 2 事業の内容

対象箇所：市道小谷線地すべり災害（大江町小谷地内）

施工内容：掘削・法面整形工、地すべり対策工、残土処分等

#### 3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 土木施設災害復旧費 (目) 土木施設災害復旧費  
工事請負費 120,000千円 (補助復旧工事)

#### 4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 災害復旧費国庫負担金  
公共土木施設災害復旧費負担金

工事請負費 120,000千円×補助率66.7%=80,040千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債

土木施設災害復旧事業債 (現年・補助)

(事業費120,000千円－国補助80,040千円) ×充当率100%÷39,900千円



市道小谷線（大江町小谷）

担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059 内線 4222
-----	------------	----	--------------------

政策名	豊かな自然の中で共に安心して安全に暮らせるまちづくり					(単位:千円)
事業名	消防通信指令システム管理事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
55	国	府	市債	その他	一般財源	16,747
					55	補正後予算額 16,802

### 1 事業の背景・目的

市内には約1,000人の外国籍の方が生活をされており、近年の外国人住民人口は増加傾向にあります。また、2020年大河ドラマの放送やワールドマスタースゲームズ2021関西の開催、さらには改正出入国管理法の施行に伴う外国人の就労促進などにより、今後の来訪外国人や外国人住民の増加が予想されます。

日本語でのコミュニケーションが困難な外国人に対して、119番通報時や災害現場での対応を円滑にするため、電話同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を確保し、だれもが安心して安全に暮らせるまちづくりを目的とします。

### 2 事業の内容

#### (1 119番通報等に係る多言語同時通訳の導入)

市内に居住する外国人及び来訪する外国人観光客等、日本語でのコミュニケーションが困難な方の安心・安全をサポートするため、119番通報時及び災害現場を対象とした多言語通訳体制を24時間365日確保します。

#### (1) 対応言語

ア 5カ国語 (24時間365日対応)

：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語

イ 6カ国語 (平日昼間のみ対応)

：タイ語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ミャンマー語、フランス語

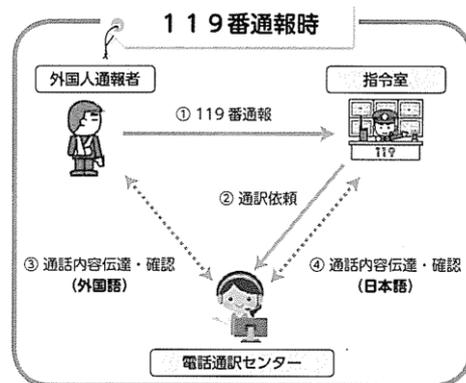
(2) 年間対応件数 (想定) 60件

#### (3) 運用方法

福知山市消防本部、舞鶴市消防本部、綾部市消防本部、京都中部広域消防組合消防本部、宮津与謝消防組合消防本部、京丹後市消防本部で共同運用します。

### 3 事業費の内訳

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費  
負担金 55千円 (6消防本部共同運用負担金)



担当課	消防本部通信指令課	電話	直通 22-0119 内線 2420+500
-----	-----------	----	------------------------

政策名	子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり					(単位:千円)
事業名	民間保育所施設整備事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
63,775	国	府	市債	その他	一般財源	7,161
	52,043		11,700		32	補正後予算額 70,936

### 1 事業の背景・目的

本市保育園児の約8割が在籍している、社会福祉法人等が運営する民間保育園へ、施設の老朽化に伴う改修や定員拡大に必要な増改築等に係る費用に対して補助金を交付することで、保育環境の整備と保育の受け皿の確保を図ります。今回、年度途中入園の多い0歳児から2歳児の保育施設である小規模保育所の早期開設と、トイレ改修という衛生環境の向上の早期実現のため、国からの内示を受けて補正計上するものです。

### 2 事業の内容

小規模保育所の園舎を新築する1園及び園舎トイレ改修により保育環境の向上を行う1園に対し、その費用の補助を行います。

補助交付先	ひまわり・ピコリーノ (小規模保育所)	福知山丹陽保育園
整備概要	0歳児から2歳児の新たな受入れ先として、小規模保育所の園舎を新築する。 定員 19名 木造 1階建て 延面積 223.74㎡	老朽化した1階及び2階トイレ改修(全便器の洋式化含む)並びに各保育室への手洗いを3ヵ所設置する。 トイレ工事面積 32.44㎡ ※園舎延面積の増減なし。
補正内容	補助金交付額 新規 42,864千円 〔補助基準額: 57,153千円×3/4〕	補助金交付額 新規 20,911千円 〔補助基準額: 27,882千円×3/4〕

### 3 事業費の内訳

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費  
補助金 63,775千円

### 4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金  
児童福祉費補助金 52,043千円 (保育所等整備交付金)  
ひまわり・ピコリーノ小規模保育所園舎新築分 38,102千円  
(基準額57,153千円×補助率2/3)  
福知山丹陽保育園トイレ等改修分 13,941千円  
(基準額27,882千円×補助率1/2)  
(款) 市債 (項) 市債 (目) 民生債  
児童福祉事業債 (社会福祉施設整備事業債〔補正予算債〕)  
(補助金63,775千円－国補助52,043千円)×充当率100%≒11,700千円

担当課	福祉保健部子ども政策室	電話	直通 24-7083 内線 6260
-----	-------------	----	--------------------

政策名	子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり					(単位:千円)
事業名	介護保険事業特別会計(保険事業勘定) 【財源更正】					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
—	国	府	市債	その他	一般財源	8,318,600
				—		補正後予算額 8,318,600

### 1 事業の背景・目的

国の「社会保障と税の一体改革」に基づき、本年10月からの消費税10%への増税に伴い、この増税分を活用して、すべての市町村において消費税増税とセットで、低所得者の介護保険料の軽減が行われることとなりました。

本市においては、65歳以上の第1号被保険者の保険料について、所得状況に応じて13段階にわけて設定していますが、国が保険料の軽減対象としている住民税非課税世帯等である第1段階から第3段階の保険料について、国が定めた軽減率で保険料額を軽減するものです。

### 2 事業の内容

低所得者対策として、既に平成27年度から実施している介護保険料第1段階の保険料軽減分(基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減)を、今回、0.375まで引き下げ軽減を強化します。また、第2段階の保険料軽減分については、基準額に対する割合を0.675から0.55へ、第3段階の保険料軽減分については、基準額に対する割合を0.75から0.725へ、それぞれ新たに軽減します。

なお軽減により不足する介護保険料については、国の政令に従い、国庫負担金及び府負担金を財源とする一般会計からの繰入金により補填を行い、収支の均衡を図ります。

#### 《軽減対象者と軽減率・金額》

段階	対象者	軽減前の率及び金額(年額)	軽減後の率及び金額(年額)	軽減率及び軽減額(年額)
第1段階	生活保護世帯の方、又は本人が住民税非課税の老齢福祉年金受給の方、世帯全員が住民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	【率】 基準額(71,792円/年)×0.45 (元々の率は0.50だが、H27より軽減により0.45となっている) 【金額】 32,310円	【率】 基準額×0.375 【金額】 26,930円	【率】 △0.075 (元々の率から△0.125) 【金額】 △5,380円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円超120万円以下の方	【率】 基準額×0.675 【金額】 48,460円	【率】 基準額×0.55 【金額】 39,490円	【率】 △0.125 【金額】 △8,970円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が年間120万円超の方	【率】 基準額×0.75 【金額】 53,850円	【率】 基準額×0.725 【金額】 52,050円	【率】 △0.025 【金額】 △1,800円

### 3 財源更正の内訳

(款) 介護保険料 (項) 介護保険料 (目) 第1号被保険者介護保険料  
現年度分  $\Delta 49,036$ 千円

[減額の計算]

**【第1段階軽減分】**

介護保険料基準額  $71,792円 \times (0.45 - 0.375) \times$  第1段階4,087人  
= 22,006千円…①

**【第2段階軽減分】**

介護保険料基準額  $71,792円 \times (0.675 - 0.55) \times$  第2段階2,580人  
= 23,152千円…②

**【第3段階軽減分】**

介護保険料基準額  $71,792円 \times (0.75 - 0.725) \times$  第3段階 2,161人  
= 3,878千円…③

計 ① + ② + ③ =  $\Delta 49,036$ 千円

(款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金 (目) その他一般会計繰入金  
その他一般会計繰入金 49,036千円

### 4 主な特定財源 (一般会計・介護保険事業特別会計繰出金)

**【国庫負担率：1/2】**

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 民生費国庫負担金  
社会福祉費負担金 24,518千円 (低所得者介護保険料軽減負担金)

**【府負担率：1/4】**

(款) 府支出金 (項) 府負担金 (目) 民生費府負担金  
社会福祉費負担金 12,259千円 (低所得者介護保険料軽減負担金)

※上記国庫負担金、府負担金を財源として、一般会計から介護保険事業特別会計への繰出金により、介護保険料軽減分の補填を行います。

担当課

福祉保健部高齢者福祉課

電話

直通 24-7013 内線 2150

## ◆ 条例関連議案

### ① 福知山市税条例（一部改正）

【税務課】

#### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

(1) 寄附金税額控除について、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするとともに文言の整理を行うこととした。  
(第26条の6第1項関係)

(2) 寄附金税額控除について、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするとともに文言の整理を行うこととした。  
(附則第9条第1項から第3項関係)

(3) 寄附金税額控除について、特例控除対象寄附金を支出し申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適用があるものとするともに文言の整理を行うこととした。  
(附則第9条の2関係)

(4) 法改正による条項のずれに伴い、文言の整理を行うこととした。  
(第26条の6第2項、附則第7条の4関係)

#### 3 施行期日

令和元年6月1日

### ② 福知山市都市計画税条例（一部改正）

【税務課】

#### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

法改正による条項のずれに伴い、文言の整理を行うこととした。  
(附則第13項関係)

#### 3 施行期日

公布の日

### 3 福知山市火災予防条例（一部改正）

【消防本部】

#### 1 改正の理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

(1) 日本工業規格が日本産業規格に改められることに伴い、文言の整理を行うこととした。  
(第16条第1項関係)

(2) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項について、特定小規模施設における基準を追加するとともに文言等の整理を行うこととした。(第29条の5関係)

#### 3 施行期日

(2) 公布の日

(1) 令和元年7月1日

### 4 福知山市介護保険条例（一部改正）

【高齢者福祉課】

#### 1 改正の理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

(1) 低所得者の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の保険料率を減少することとした。

(第4条第2項から第4項関係)

(2) 文言の整理等を行うこととした。

(第4条第1項及び第5項関係)

#### 3 施行期日

公布の日

## ◆ その他の議案

### ■ 損害賠償の額について

【用地課】

平成30年12月26日、福知山市字内記地内の府道福知山停車場線において、公用車が信号待ちから発進しようとした際に、前方で停車中の車両と接触したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 287,297円

### ■ 専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

#### ① 福知山市税条例（一部改正） ＜H31.3.31 専決第8号＞

【税務課】

##### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

##### 2 改正の内容

(1) 個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用について、要件を緩和するとともに文言等の整理を行うこととした。（附則第7条の3の2第2項関係）

(2) 平成31年10月1日から軽自動車税の種別割となるため、軽自動車税の重課を平成31年度に限ったものとする事とした。（附則第16条第1項関係）

(3) 法改正による条項のずれ等に伴い、文言等の整理を行うこととした。

（附則第7条の3の2第1項、附則第10条の2第4項から第9項並びに附則第10条の3第5項、第6項、第9項及び第10項並びに附則第16条第2項から第4項並びに附則第16条の2関係）

##### 3 施行期日

平成31年4月1日

**2 福知山市都市計画税条例（一部改正）**  
**<H31.3.31 専決第9号>**

**【税務課】**

- 1 改正の理由  
 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の内容  
 法改正による条項のずれに伴い、文言の整理を行うこととした。  
 （附則第2項及び第13項関係）
- 3 施行期日  
 平成31年4月1日

**◆ 諮問**

**■ 農業集落排水施設使用料の納入通知処分に対する審査請求に関する諮問  
 について** **【上下水道部経営総務課】**

農業集落排水施設使用料に関する遡及賦課分の納入通知処分について、審査請求があったため、次のとおり決定することについて、地方自治法第229条第2項の規定により議会の意見を求める。

項目	内容
1 審査請求人	福知山市内自治会長
2 代理人	福知山市内自治会所有公民館関係者
3 処分庁	福知山市上下水道事業管理者
4 審査請求の日	平成30年10月25日
5 審査請求の争点	福知山市上下水道事業管理者（以下「処分庁」という。）が審査請求人の自治会が所有する公民館（以下「本件公民館」という。）について、未水洗家屋の現地調査を行ったところ、農業集落排水施設への接続が確認され、農業集落排水施設使用料（以下「使用料」という。）の賦課漏れが判明し、処分庁は、平成30年9月13日付けで、使用料を遡及賦課し、納入通知処分を行ったが、使用料の遡及賦課という納入通知処分（以下「本件処分」という。）は、不当な処分となるか。
6 審査請求人の主張	<p>本件処分は、以下の点で不当であり、取消しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分庁より継続的に請求されていなかった。</li> <li>・ 当集落の担当役員は2年任期であり、過去に処分庁より請求を受けていたかについて不明である。</li> <li>・ 排水設備工事完了時点で工事業者にて、処分庁への申請が完了していると認識している。</li> <li>・ 本件公民館は、地元所有の公共施設である。</li> <li>・ 料金は、上下水道料が含まれていたとの認識である。</li> </ul>

7 処分庁の主張	<p>本件審査請求について、以下の理由により棄却を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分庁は、請求人の行った主張について、農業集落排水施設への接続以来、使用料の賦課・徴収を行っていなかったこと、施設の使用開始の届出が行われていたことについては認めている。</li> <li>・ 処分庁は、本件公民館が、公共施設である旨の主張に対しては、公共施設においても水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は条例に基づき賦課請求されているが、公共施設であることを理由として各種料金が減額、免除されるものではない。</li> <li>・ 処分庁は、本件公民館の排水設備工事の竣工時に使用開始届が提出されていることを確認しているが、そのことをもって請求人が当該使用料の賦課が適切になされているものと理解していたとしても、処分庁が当該使用料を徴収せず、支払いもされていなかったという事実が変わりはなく、かつ、請求人が農業集落排水施設を使用した事実も明確であり、使用料の支払は免れないと判断したため、地方自治法第236条第1項により遡及賦課し、請求したものであり、法令に基づいた適正なものであり、請求人がその処分を逃れ得るものではない。</li> </ul>
8 審査庁の判断	<p>本件納入通知処分の審査に当たっては、処分が違法であるかについての争いはないため、請求の理由である不当性について次のとおり判断する。</p> <p>(1) 過去に遡って使用料を賦課することの不当性について</p> <p>請求人は、本件納入通知処分について、使用開始時点で届出を行っており、当該使用開始時点での処分庁からの請求がなかったこと等を不当の理由の一つとして主張するが、福知山市農業集落排水施設条例(以下「条例」という。)第14条は、「施設の使用について、使用者から使用料を徴収する」とのみ規定されており、賦課・徴収の根拠は、施設の使用の有無でもって判断することとしているから、過去において当該使用の有無が認定できれば、遡及して賦課徴収することも可能である。また、このことは、条例第16条の規定で「届出をしないで、施設の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合は、市長がその使用の開始、休止、廃止又は現に休止しているその使用を再開した日を認定する」よう過去に遡って認定することを義務付けていることから明らかである。</p> <p>よって、本件納入通知処分において、施設の使用の有無を確認した際、平成18年5月2日を使用開始日とする届が提出されていたことから、その日を使用開始日として、なお消滅時効にかかる分を控除した上で、使用料を賦課・徴収したことには合理性があり、条例の趣旨に沿った処分であるといえる。</p> <p>さらに、条例第14条の規定は、義務規定でもあり、本件納入通知処分においては、処分庁に遡及する・しないの裁量の余地はなく、そのため、遡及賦課することをもって、不当であるとはいえない。</p> <p>(2) 公共施設であるにもかかわらず減免されないことへの不当性について</p> <p>請求人は、本件納入通知処分について、本件公民館の公共性を理由として減免されないことを不当の理由の一つとして主張するが、使用料の減免は、条例第17条及び福知山市農業集落排水施設条例施行規則第12条第1項に基づくところ、規則第12条第1項各号には、「災害」及び「地下漏水」のほかは、同項第3号において、市長が公益上その他特別な理由があると認めた場合のみとなっており、公共施設であることによる減免の規定は存在しない。</p>

<p>(8 審査庁の判断)</p>	<p>また、減免を受けるためには、同条第2項の規定に基づき、所定の減免申請書を提出し、申請しなければならないこととなっており、減免自体は、使用者からの申請に基づき、使用料の賦課を前提とした上で、地下漏水、生活困窮等の理由を根拠として、それ自体新たに施行される行政処分となることから、本件のような賦課・徴収処分とは独立して判断されるべきものである。</p> <p>そのため、請求人の主張は、本件審査請求の趣旨に合致するとは言い難い。</p> <p>(3) 判断</p> <p>上記により、本件納入通知処分において、本件公民館に対して、使用料の賦課・徴収を行う際に、考慮すべき事情があったとしても、それは、別の制度によって対応すべきものであって、賦課・徴収すること自体の不当に影響を及ぼすものではない。</p> <p>よって、本件納入通知処分において、本件公民館に使用料を賦課したことについて、不当とはいえない。</p> <p>(4) 結論</p> <p>以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却する。</p>
<p>9 審査請求のフロー 図</p>	<pre> graph TD     A[処分庁 (上下水道事業管理者)] -- 行政処分 --&gt; B[農業集落排水施設使用者 (審査請求人)]     B -- 審査請求 --&gt; C[審査庁 (福知山市長)]     C -- 審理員の指名・審査請求書の送付 --&gt; D[審理員]     D -- 審理員による審理 (書面・口頭)、意見書の送付 --&gt; E[審査庁 (福知山市長)]     E -- 裁決に関する諮問 --&gt; F[福知山市議会]     F -- 答申 --&gt; G[審査庁 (福知山市長)]     G -- 裁決 --&gt; H[審査請求人]   </pre>